

障害福祉分野における特定地域(中山間・人口減少地域)の考え方について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
障害福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課

社会福祉法等の一部を改正する法律（令和8年法律第51号）の概要（令和8年6月25日公布）

改正の趣旨

質の高い福祉サービスの確保と社会福祉事業等の安定した経営基盤の確立の双方の実現に向けて、多様で複雑な福祉ニーズに対応した包括的な支援を確保するため、小規模市町村での相談支援等に係る事業や人口減少地域における特例介護サービスの類型の新設、一定の要件に該当する有料老人ホームに係る登録制度の創設等の措置を講ずるとともに、福祉人材の安定的な確保や定着を図るため、介護支援専門員の資格に係る更新制の廃止及び法定研修の見直し等の措置を講ずるほか、介護分野等における質の高い福祉サービスの確保等を図るための都道府県協議会を設置すること、一定の要件を満たす社会福祉連携推進法人における社会福祉事業の実施を可能とすること等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充【社福法、介保法、老福法、障害者総合支援法、児福法、困窮法、生保法】

- ① 小規模市町村における包括的な支援体制の整備を促進する事業(※)を新設するほか、地域住民の支援等を検討する会議を全市町村で設置可能等とする。
※福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の配置基準を分野横断的な基準に柔軟化するとともに、あわせて地域住民の取組との協働促進を図る事業を行う。
- ② 中山間・人口減少地域での地域の実情に応じた配置基準や包括的な評価の仕組みが導入可能となる特例介護サービスの類型（「特定地域サービス」）の新設や、地域のサービス提供主体が少ない場合に市町村が事業として居宅介護サービス等を実施できる「特定地域居宅サービス等事業」の創設、事業者間の連携強化とそのための事業継続の仕組みの構築、介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点を運営する事業の新設等を行う。
- ③ 頼れる身寄りがない高齢者等に対する日常生活・入院等の手続・死後事務の支援を行う事業を第二種社会福祉事業に位置付け、あわせて相談体制等の整備を図る。
- ④ 成年後見制度や地域における権利擁護事業の適切な利用の支援の中核的な役割を担う「地域権利擁護相談支援センター」を設置可能等とする。
- ⑤ 中重度等の要介護者を入居させる有料老人ホームに係る都道府県等への登録制度を導入する。また、その入居者に対する相談支援を行う「登録施設介護支援」等を新設し利用者負担を求める。
- ⑥ 介護サービス量等の中長期推計及び医療・介護連携等に関する介護保険事業（支援）計画の見直しや、介護サービス利用時等の電子資格確認の導入など介護被保険者証に係る見直しを行う。

2. 福祉人材の安定的な確保及び定着支援【社福法、介保法、障害者総合支援法、児福法、士土法、平成19年士土法改正法】

- ① 関係団体等（公的機関、地域の事業者、養成施設等）で構成する福祉人材確保のための協議会の設置を都道府県の努力義務とするとともに、生産性向上、経営改善支援等の取組の促進を国及び都道府県の責務とし、関係者の連携を図る関係協議会を設置する。
- ② 令和13年度までの介護福祉士養成施設卒業者については、経過措置として卒業後5年間は介護福祉士の資格を有することができるものとするほか、准介護福祉士資格を廃止する。
- ③ 介護支援専門員（ケアマネジャー）に係る研修受講を要件とした更新の仕組みを廃止するなど、法定研修に係る見直しを行う。

3. 支援基盤の強化等【社福法】

- ① 社会福祉連携推進法人が実施可能な業務を追加（第二種社会福祉事業等）し、社会福祉法人解散時の残余財産の帰属先に地方公共団体を追加する。
- ② 災害派遣福祉チーム（DWA T）として活動する人材登録の仕組みを整備する。等

施行期日

令和9年4月1日（ただし、2. ②の一部は公布日、2. ③は公布後1年6月以内に政令で定める日、1. ③及び⑤の一部は公布後2年以内に政令で定める日、1. ⑤、⑥及び2. ①の一部は公布後3年以内に政令で定める日）

地域の実情に応じたサービス提供体制の維持のための仕組み

現状・課題

- 障害福祉サービスの提供にあたっては、各サービスの配置基準等を満たす必要があるが、中山間・人口減少地域においては、生産年齢人口の減少が全国に比して進んでおり、**専門職等の人材確保が困難な中、人員基準を満たすことが困難となり、必要なサービス提供体制の維持・確保が難しくなる**ケースが生じる。
- 現行制度においては、厚生労働省令で定める人員・設備・運営基準の一部を満たしていない場合に、都道府県等が条例で定める基準を満たすもののうち、市町村等が必要と認める場合には、**基準該当サービス**としてのサービス提供を可能としている。

今後の方向性

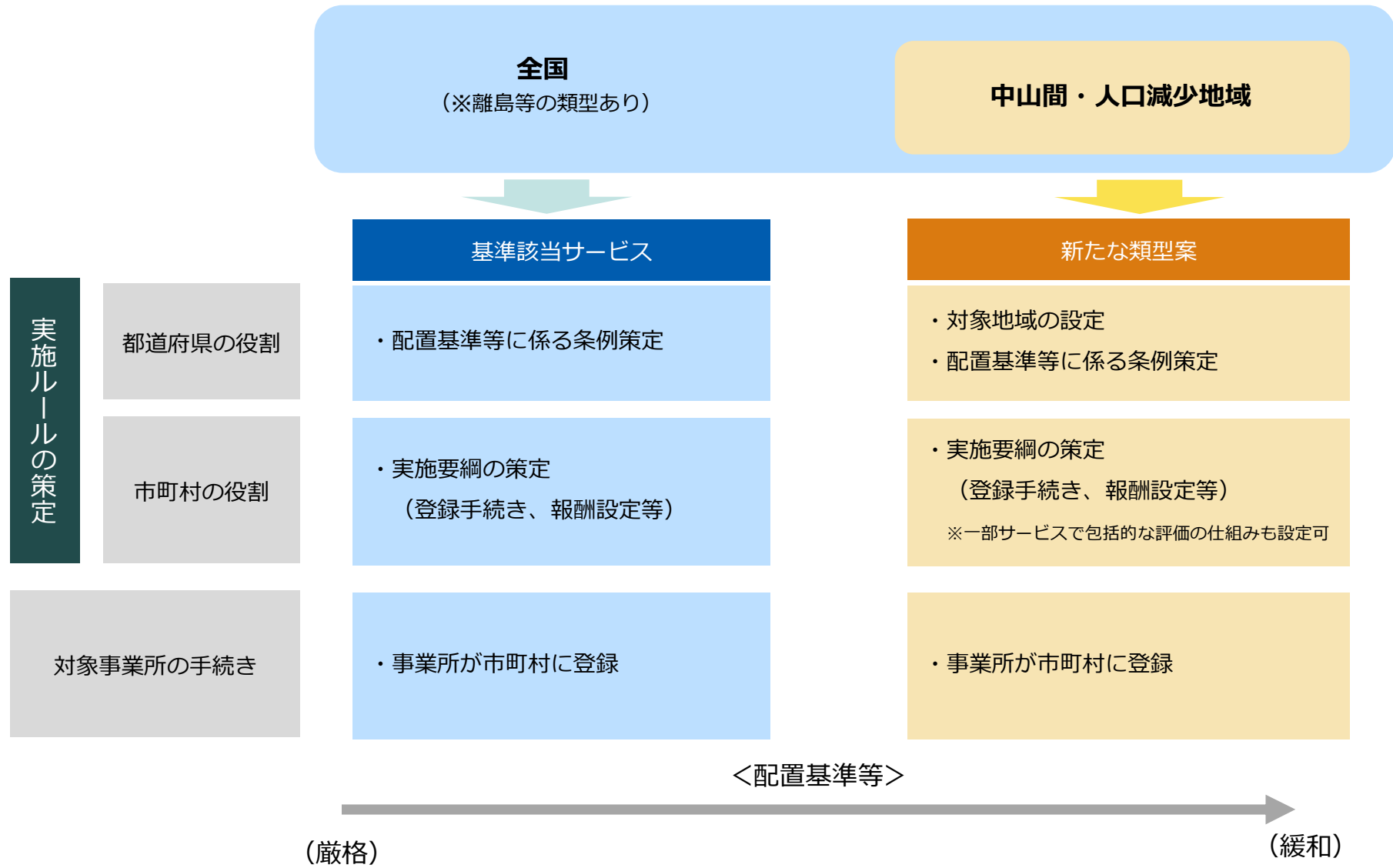
- **中山間・人口減少地域**（※1）において、**地域で必要なサービスを受けられる体制を引き続き維持・確保**できるよう、現行の基準該当サービス（※2）のような**特例的な障害福祉サービスの類型を新たに設ける**。
 （※1）対象地域の範囲は、現行の特別地域加算の対象地域を基本としつつ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう検討。その範囲において、市町村の意向を確認し、都道府県が対象地域を決定することを想定。
 （※2）現行法上、基準該当サービスは一部を除くサービスで対象とされているが、そのうち国で基準（省令）が定められているのは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービスであり、対象サービスについても併せて検討。
- この類型は、例外的な扱いであるため、以下の点に留意しつつ、詳細な要件等は次期報酬改定の検討の中で検討。
 - ・自治体が人材確保や業務効率化など他の必要な施策を講じた上で、それでも**なおサービス維持のためにやむを得ない場合**とすること
 - ・職員の負担等への配慮の観点から、**ICT機器の活用や、同一法人の併設事業所間などサービス・職種間で必要な連携体制が確保されていることを前提として、管理職や専門職の常勤・専従要件を緩和すること**
 - ・サービスの質の確保の観点から、**市町村の適切な関与・確認や、配置職員の専門性への配慮を行うことを前提とすること**

【新たな類型案のイメージ】

		特例的な障害福祉サービス	
		基準該当サービス	新たな類型案
地域	全国（地域限定なし）	全国（地域限定なし）※離島等の類型あり	中山間・人口減少地域
指定・登録	指定権者による指定	市町村に登録	市町村に登録
人員配置基準	国で定める基準に従い都道府県等が条例で規定	国で定める基準（指定サービスより緩和）に従い都道府県等が条例で規定	国で定める基準（基準該当サービスと同等又は緩和）に従い、都道府県が条例で規定 ※職員の負担や質の確保への配慮が前提
報酬	全国一律の報酬設定	全国一律の報酬を基準に市町村で設定	全国一律の報酬を基準に市町村で設定 地域の実情に応じた包括的な評価の仕組みの設定も可（次々ページ参照）

地域の実情に応じたサービス提供体制の維持のための仕組み

(参考) 特例的な障害福祉サービスの活用・運用のイメージ



障害福祉分野における特定地域サービスに関する検討の進め方

- ・ **特定地域（中山間・人口減少地域）の基準**

本部会において、基準の考え方について議論

- ・ **特定地域サービス**

対象とするサービスや、人員配置基準、包括的な評価の仕組みについて、障害福祉報酬改定検討チームにおいて、議論

社会福祉法等の一部を改正する法律における特定地域の定義規定

◎社会福祉法等の一部を改正する法律（令和8年法律第51号）による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（抄）

（特例介護給付費又は特例訓練等給付費）

第三十条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、主務省令で定めるところにより、当該指定障害福祉サービス等又は第二号に規定する基準該当障害福祉サービス若しくは第三号に規定する特定地域障害福祉サービス（支給量の範囲内のものに限る。）に要した費用（特定費用を除く。）について、特例介護給付費又は特例訓練等給付費を支給することができる。

一・二 （略）

三 支給決定障害者等が、指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービス以外の障害福祉サービスであつて、次に掲げる事業所又は施設により行われるもの（以下「特定地域障害福祉サービス」という。）を受けたとき。

イ 特定地域（人口の減少その他の主務省令で定める基準に該当する地域として都道府県が定めるものをいう。以下この号及び第五十一条の十八第一項第二号において同じ。）に所在する事業所であつて、指定障害福祉サービスの事業に係る基準に定める事項のうち都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行うもの（以下「特定地域事業所」という。）

ロ （略）

四 （略）

◎社会福祉法等の一部を改正する法律（令和8年法律第51号）による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）（抄）

第二十一条の五の四 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該指定通所支援又は第二号に規定する基準該当通所支援若しくは第三号に規定する特定地域通所支援（第二十一条の五の七第七項に規定する支給量の範囲内のものに限る。）に要した費用（通所特定費用を除く。）について、特例障害児通所給付費を支給することができる。

一・二 （略）

三 通所給付決定保護者が、指定通所支援及び基準該当通所支援以外の障害児通所支援であつて、特定地域（人口の減少その他の内閣府令で定める基準に該当する地域として都道府県が定めるものをいう。第二十四条の二十七第一項第二号において同じ。）に所在し、かつ、指定通所支援の事業に係る基準に定める事項のうち都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるもの（以下「特定地域通所支援」という。）を受けたとき。

四 （略）

②～④ （略）

中山間地域等への配慮措置（特別地域加算）等について

- ・ 現行制度において、中山間地域や離島等の過疎地域については、サービスを提供する場合に、移動費用が相当程度必要となることを踏まえた加算（特別地域加算：加算率15%）が設けている。
- ・ また、離島等地域においては、基準該当障害福祉サービス（指定基準の一部を満たしていないが、指定基準を踏まえ都道府県が条例で定める基準に該当）について、将来的にも利用者の確保の見込みがなく、サービス利用が困難な場合、人員配置基準や利用定員に更なる特例を設けている。
- ・ こうした配慮措置や特例の対象としている地域は、人口規模が小さく、人口密度が低く、人口減少率が大きい。

■ 特別地域加算等の対象地域：

- ① 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- ② 奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島
- ③ 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定により指定された特別豪雪地帯
- ④ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第2条第1項に規定する辺地
- ⑤ 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村
- ⑥ 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定する小笠原諸島
- ⑦ 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域
- ⑧ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域
- ⑨ 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域
- ⑩ 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第3号に規定する離島

※ 障害福祉基準該当サービス（離島等の特例）の対象は、①、②、⑤、⑥、⑩ + ⑪厚生労働大臣告示（厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域（平成12年厚生省告示第53号））に定める地域

(参考) 特別地域加算等の指定状況

計	①離島振興対策実施地域	②奄美群島	③特別豪雪地帯	④辺地	⑤振興山村
1,239市町村 全部指定：854 一部指定：334 辺地のみ：51	111市町村 全部指定：36 一部指定：75	12市町村 全部指定：12 一部指定：0	200市町村 全部指定：154 一部指定：46	111市町村 ※全部指定・一部指定の判断が困難な市町村多数	734市町村 全部指定：200 一部指定：534
⑥小笠原諸島	⑦半島振興対策実施地域	⑧特定農山村地域	⑨過疎地域	⑩沖縄の離島	⑪告示*に定める地域
111市町村 全部指定：1 一部指定：0	193市町村 全部指定：172 一部指定：21	959市町村 全部指定：461 一部指定：498	885市町村 全部過疎：713 一部過疎：158 みなし過疎：14	18市町村 全部指定：15 一部指定：3	132市町村 全部指定：31 一部指定：101

※ 特別地域加算の対象地域は、①～⑩の地域、障害福祉基準該当サービス（離島等の特例）の対象は、①、②、⑤、⑥、⑩、⑪の地域

* 厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域
(平成12年厚生省告示第53号)

特定地域の指定に係る基準の考え方について①

都道府県は、国で定める基準に該当する地域について、市町村の意向を踏まえ、特定地域として指定する。

この基準については、以下の考え方により定めることとしてはどうか。

基準の考え方（案）

1. 現行の特別地域加算や基準該当障害福祉サービス（離島等の特例）の対象地域（市町村の全域指定・一部指定のいずれも含む。以下「特別地域加算等の対象地域」という。）については、サービス需要や生産年齢人口の減少によりサービス基盤の維持・確保に困難を抱えている地域に該当する蓋然性が高いことから、**いずれも対象とする**。
2. 加えて、それ以外の地域で特別地域加算等の対象地域と同様の現状にある地域が対象となるよう、指標・基準を設定。**これを満たす地域（市町村の全域又は一部地域*）を対象とする**。詳細は次ページ。
3. その上で、これらに該当しない場合であっても、都道府県が、市町村の意見を聴取した上で、サービス需要や生産年齢人口の減少により、特定のサービス類型の事業所が存在しない、事業所が僅少かつ当該事業所が廃止を検討しているなど**現にサービス基盤の維持・確保に困難を抱えている地域（市町村の全域又は一部地域*）を指定することを可能とする**。

* 一部地域については、旧市町村単位や行政区単位が考えられる。

特定地域の指定に係る基準の考え方について②

2の指標・基準のイメージ

- 特別地域加算等の対象地域以外の地域で、特別地域加算等の対象地域と同様の現状にある地域に係る指標については、
 - ① サービス需要の減少による事業継続の困難性を顕す指標として、**人口及び人口変化率**
 - ② 特に居宅系サービスの提供の困難性を顕す指標として、**人口密度**が考えられる。

(注) 人口ではなく利用者人口で指標を設定することも考えられるが、

- 利用者人口変化率については、利用者人口の規模が小さい自治体では1人の増減が大きな影響を及ぼすため、指標設定が難しいこと
 - 全体人口と利用者人口には一定の正の相関関係が見られ、人口変化率や人口密度についても同様の傾向が見られること等から、人口で設定。
- これらの指標それぞれについて、特別地域加算等の対象地域の分布を踏まえそれぞれの中央値*を考慮し以下の**基準を設け、いずれかを満たす地域（市町村の全域又は一部地域）を対象とすること**としてはどうか。
 - ① 人口が8千人未満で、かつ、人口変化率が▲10%未満であること
 - ② 人口密度が50人/㎢未満であること

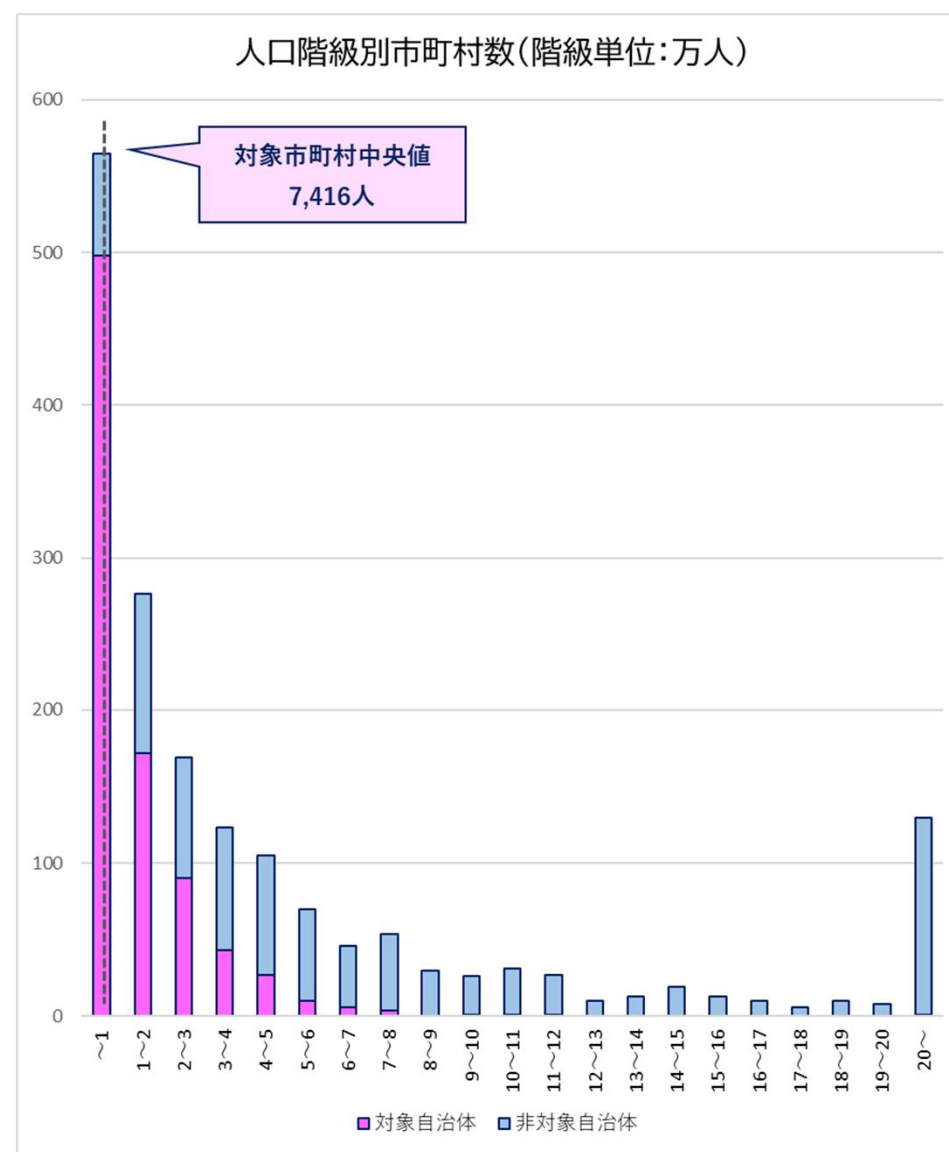
(参考) ①をあてはめた場合、特別地域加算等の対象地域以外に新たに7市町村が、

②をあてはめた場合、特別地域加算等の対象地域以外に新たに7市町村が、それぞれ該当する。

* 人口については、市町村単位のデータとなることから、全地域が指定されている市町村（辺地を除く。）のデータを用いて算出。

(参考) 特別地域加算等の対象地域の現状 (人口)

人口 (人)	全市町村	
	対象市町村	非対象市町村
～ 1,000	45	1
1,000～ 2,000	62	1
2,000～ 3,000	86	2
3,000～ 4,000	63	4
4,000～ 5,000	64	5
5,000～ 6,000	65	12
6,000～ 7,000	60	10
7,000～ 8,000	47	8
8,000～ 9,000	33	10
9,000～10,000	40	14
10,000～	1,176	820
合計	1,741	887
中央値	21,505	56,254
平均値	70,633	125,940

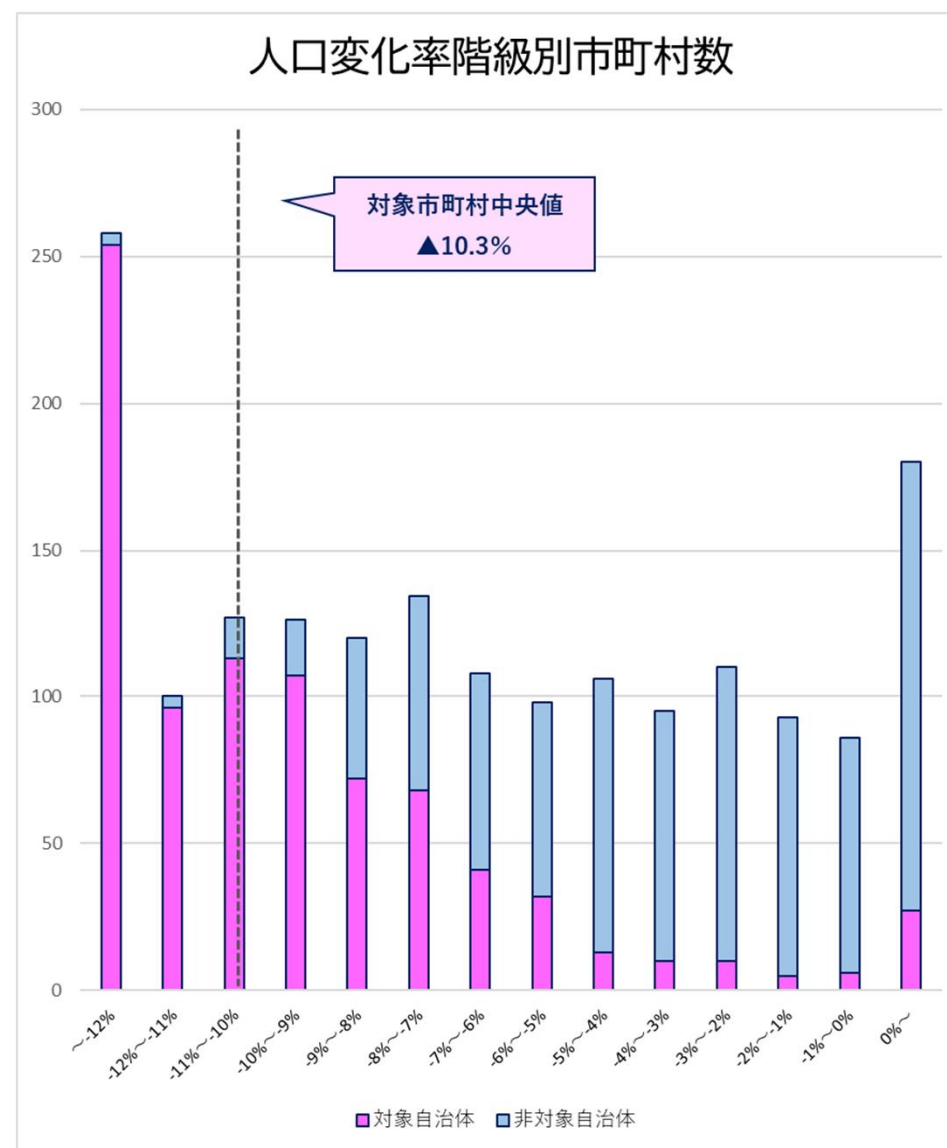


※出典：総務省「令和7年国勢調査」

※上記データの「対象市町村」は、特別地域加算等の対象地域のうち全地域が指定されている市町村（辺地を除く）。

(参考) 特別地域加算等の対象地域の現状 (人口変化率)

人口変化率 (R 2→R 7) (%)	全市町村		
		対象市町村	非対象市町村
～▲12%	258	254	4
▲12%～▲11%	100	96	4
▲11%～▲10%	127	113	14
▲10%～▲ 9 %	126	107	19
▲ 9 %～▲ 8 %	120	72	48
▲ 8 %～▲ 7 %	134	68	66
▲ 7 %～▲ 6 %	108	41	67
▲ 6 %～▲ 5 %	98	32	66
▲ 5 %～▲ 4 %	106	13	93
▲ 4 %～▲ 3 %	95	10	85
▲ 3 %～▲ 2 %	110	10	100
▲ 2 %～▲ 1 %	93	5	88
▲ 1 %～0 %	86	6	80
0 %～	179	26	152
合計	1,740	854	886
中央値	▲6.9%	▲10.3%	▲3.3%
平均値	▲6.5%	▲10.0%	▲3.2%



※出典：総務省「令和7年国勢調査」

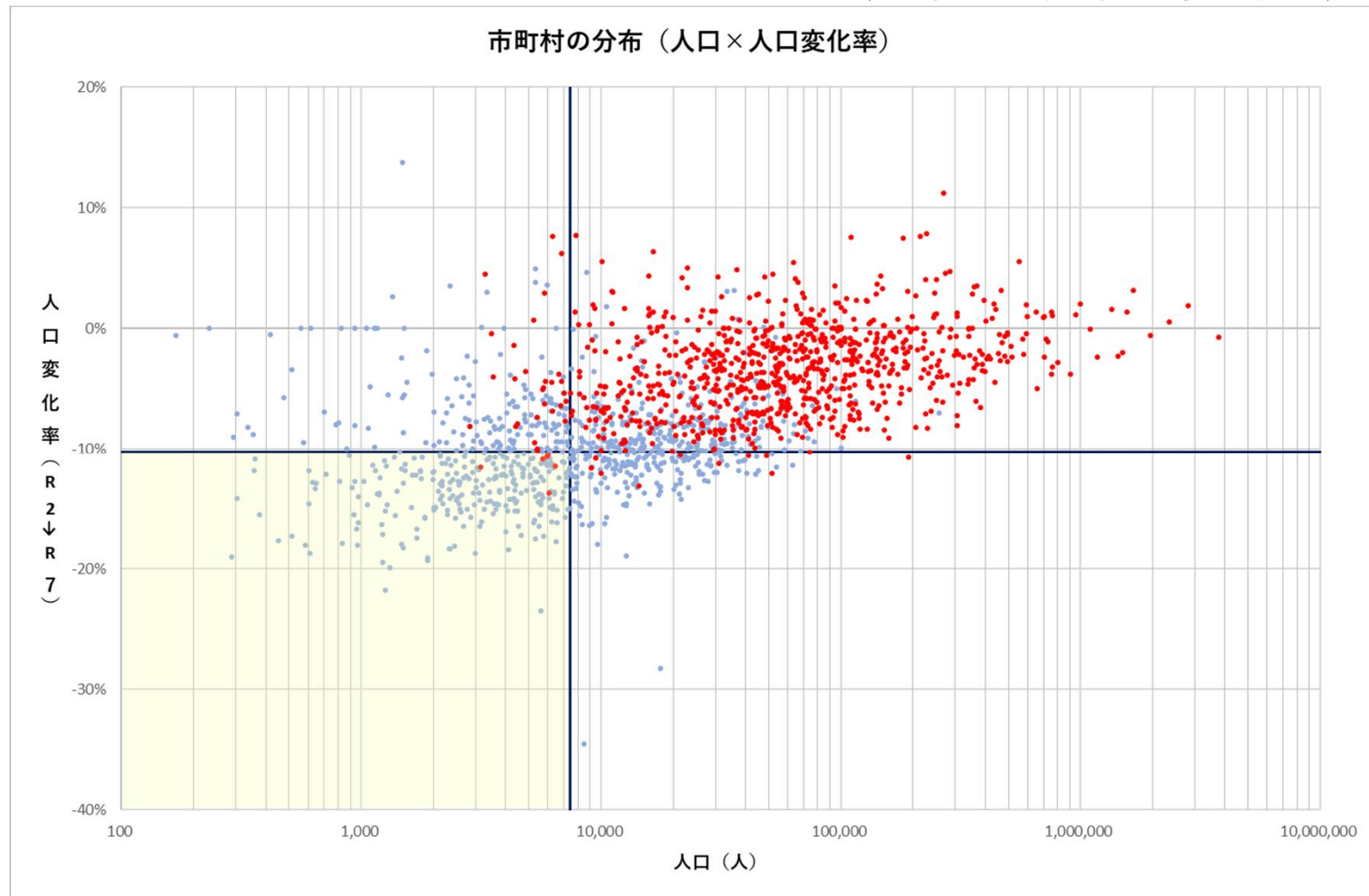
※人口変化率は令和2年から令和7年への変化率である。福島県双葉町は令和2年人口データがないため、集計対象には含まれていない。

※上記データの「対象市町村」は、特別地域加算等の対象地域のうち全地域が指定されている市町村（辺地を除く）。

(参考) 人口×人口変化率の分布と基準の考え方について

- 特別地域加算等の対象地域における人口・人口変化率の中央値付近を考慮し、「人口8千人未満かつ人口変化率▲10%未満」をあてはめた場合、特別地域加算等の対象地域以外に新たに7市町村が該当する。

※青点は特別地域加算の対象地域、赤点は同加算の非対象地域

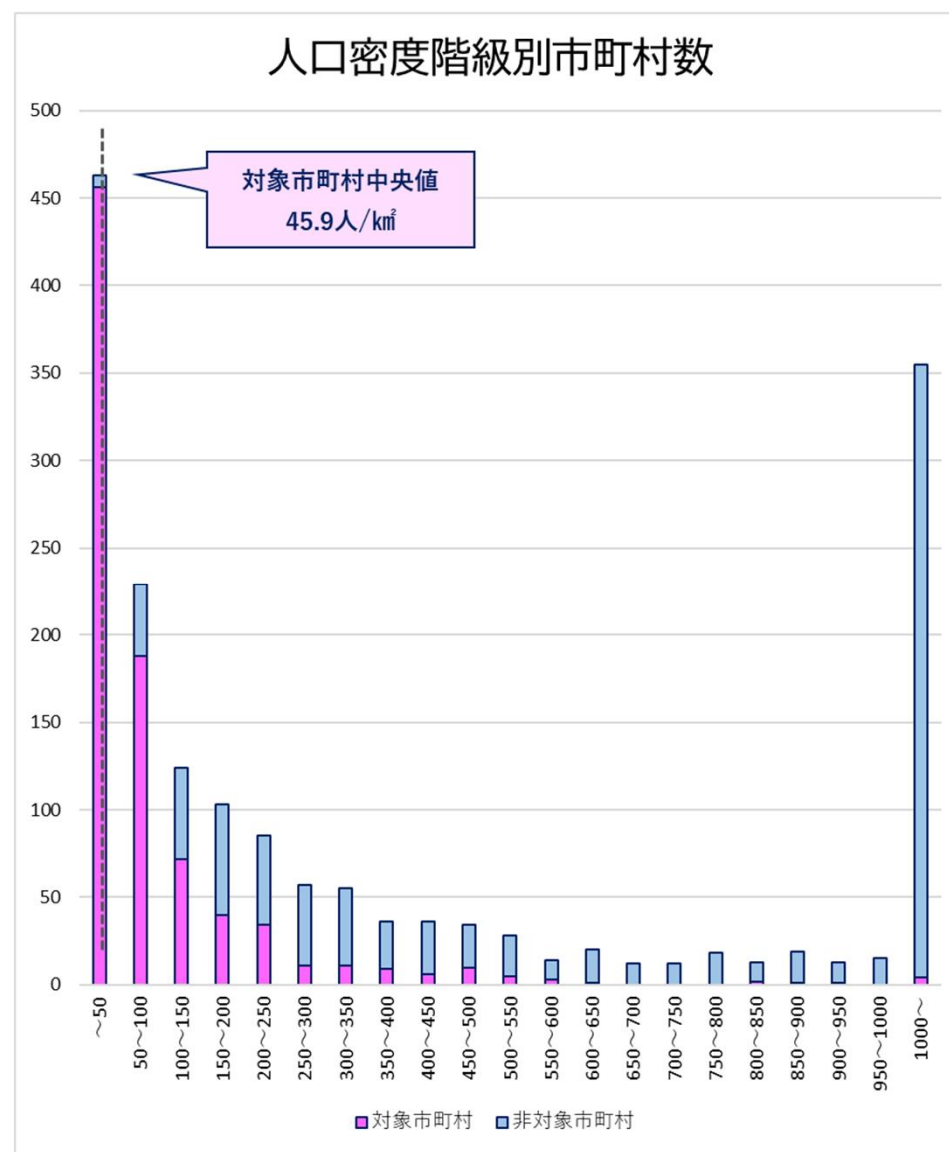


(参考)

- ・ 「人口＝8千人未満」に該当する非対象地域：42市町村、「人口変化率＝▲10%未満」に該当する非対象地域：22市町村

(参考) 特別地域加算等の対象地域の現状 (人口密度)

人口密度 (人/km ²)	全市町村	
	対象市町村	非対象市町村
～10	107	106
10～20	125	124
20～30	78	78
30～40	80	78
40～50	73	70
50～60	52	48
60～70	49	42
70～80	43	37
80～90	48	35
90～100	37	26
100～	1049	210
合計	1,741	854
中央値	174.7	45.9
平均値	1060.5	91.0



※出典：総務省「令和7年国勢調査」

※上記データの「対象市町村」は、特別地域加算等の対象地域のうち全地域が指定されている市町村（辺地を除く）。

参考資料

「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会 とりまとめ（令和7年7月25日）（抜粋）

2. 人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築や支援体制の方向性

（1）現状と課題、3つの地域の類型の考え方

- 障害福祉分野については、その需要の動向に人口構造だけでなく様々な要素が関係し、精神障害や障害児を中心に全体として毎年約5%のペースでサービス利用が伸び続ける一方、例えば約30%の市町村で障害福祉サービスの利用者数について前年同期比がマイナスとなるなど、中山間地域や小規模自治体においてはサービスの利用に減少傾向が見られる。
- また、障害種別や特性に応じて個人のニーズも多様であり、きめ細かい対応が必要となる中、例えば都道府県別の人口10万人当たり障害福祉サービスの事業所数や従事者数が最多の都道府県と最少の都道府県で2倍以上の差があるなど、提供体制や実施事業、地域資源についても地域差があり、自らが希望する事業所のサービスを利用するために広域的なサービス利用となる場合がある。

（6）人口減少・サービス需要の変化に応じたサービスモデルの構築や支援体制に係る福祉サービスの共通課題等に対する方向性

- 障害福祉分野については、介護分野における「中山間・人口減少地域」、「大都市部」、「一般市等」という地域の分類を基本としつつ、分野特有の需給状況や個々のニーズ等を踏まえ、その地域の状況に応じたサービス提供体制や支援体制を構築していくことが重要である。
- とりわけ中山間・人口減少地域については、島根県浜田市や江津市において、高齢化・人口減少による伝統産業の後継者不足に対処するため、業務の細分化・構造化を行い、障害者それぞれのこだわりとマッチングすることで、地域課題の解消を図るとともに、障害者の生涯にわたる仕事を生み出す取組が行われている。
- また、鹿児島県伊佐市では、小規模な地域であるがゆえに生まれる人的つながりを活用し、関係者同士が緊密に連携し、サービスの維持・確保を図る取組が行われている。しかしながら、更に人口減少が進めば、こうした仕組みを成り立たせることも厳しくなり、サービス提供が困難になるおそれもあるとの指摘があった。
- 現行制度では、共生型サービス、基準該当障害福祉サービスや多機能型、従たる事業所など、一定の要件の下で柔軟なサービスの提供を可能としているところである。現行制度の活用状況を踏まえつつ、その効果的な活用を促進していくとともに、介護保険制度等の他制度も参考としつつ、中山間・人口減少地域等において、必要に応じ、配置基準の弾力化など、制度を拡張・見直しをして対応していくことが考えられる。

社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抜粋）

衆議院厚生労働委員会（令和8年5月22日）

七 中山間・人口減少地域の対象地域について、国として基準を可能な限り具体的かつ明確に示し、都道府県による指定に係る考え方を公表すること。特に、同一市町村内に一般地域と中山間・人口減少地域が混在する場合においては、市町村未満の地域指定について客観的基準を明確化すること。また、その適用がなし崩し的に拡大することのないよう、適切に運用すること。指定状況、サービス提供状況及び質の評価結果について、国が検証を実施し公表すること。制度の運用に当たっては、サービスの質及び職員の負担への影響を十分検証すること。特に、夜勤要件の緩和については、テクノロジーの活用による生産性向上には一定の効果が認められる一方、それが介護職員に代替するものではないことを踏まえ、夜間帯における利用者の安全確保及び職員の負担軽減の観点から、慎重に対応するとともに、緩和後における転倒・急変等への緊急対応体制を確保し、小規模事業者を含む地域の介護提供体制の維持に配慮すること。

参議院厚生労働委員会（令和8年6月18日）

四、中山間・人口減少地域における特定地域サービスの対象地域について、国として基準を可能な限り具体的かつ明確に示し、都道府県による指定に係る考え方を公表すること。特に、同一市町村内に一般地域と中山間・人口減少地域が混在する場合においては、市町村未満の地域指定について客観的基準を明確化するとともに、その適用がなし崩し的に拡大することのないよう、適切に運用すること。また、指定状況、サービス提供状況及び質の評価結果について、国が検証を実施し公表すること。さらに、制度の運用に当たっては、サービスの質及び職員の負担への影響を十分検証すること。特に、夜勤要件の緩和については、テクノロジーの活用による生産性向上には一定の効果が認められる一方、それが介護職員に代替するものではないことを踏まえ、夜間帯における利用者の安全確保及び職員の負担軽減の観点から、慎重に対応するとともに、緩和後における転倒・急変等への緊急対応体制を確保し、小規模事業者を含む地域の介護提供体制の維持に配慮すること。

障害福祉サービス等の利用者数の状況

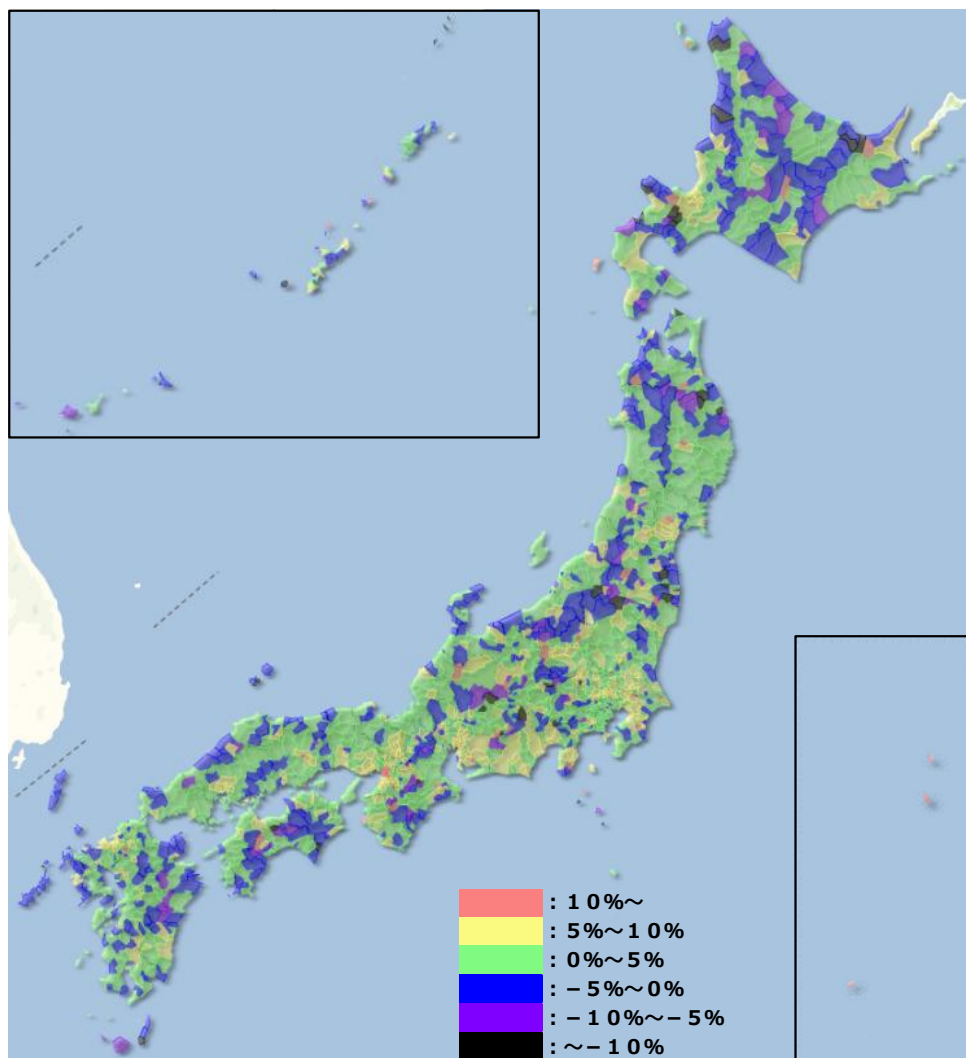
「2040年に向けたサービス提供体制
等のあり方」 検討会（第6回）

資料 1

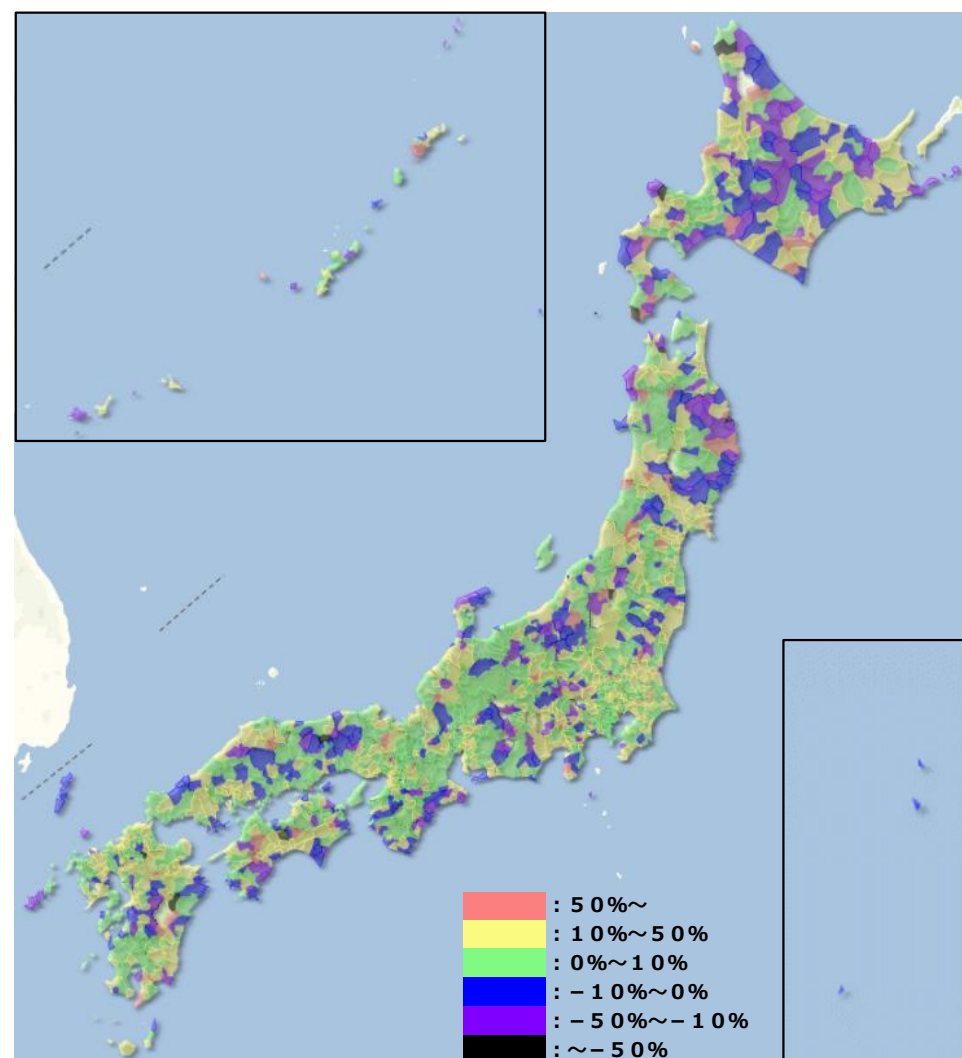
令和7年5月9日

- 障害福祉サービス等の利用者数について、自治体別でみると、都市部やその周辺部では増加傾向にあるが、中山間地域や小規模自治体では減少傾向にある。

令和6年下半期対前年同期伸び率（障害福祉サービス）



令和6年下半期対前年同期伸び率（障害児支援サービス）

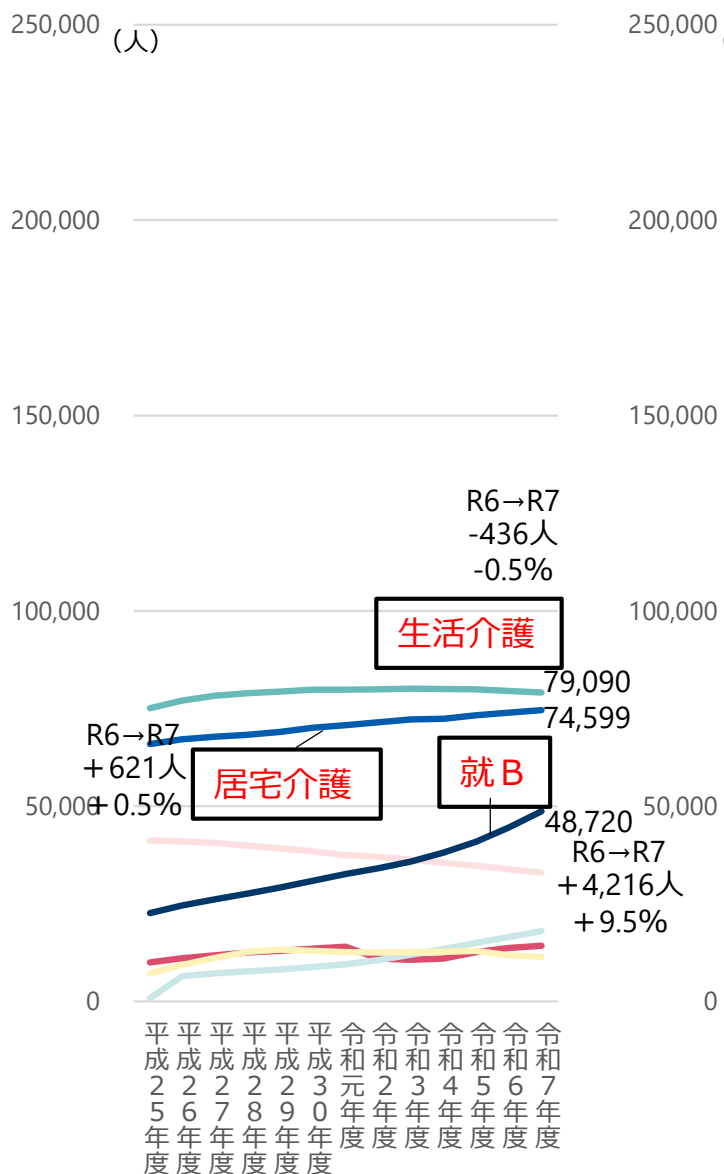


（注）複数サービスを受けている利用者数については、重複して計上している。伸び率については、障害児入所支援系サービスの利用者を集計対象外としている。

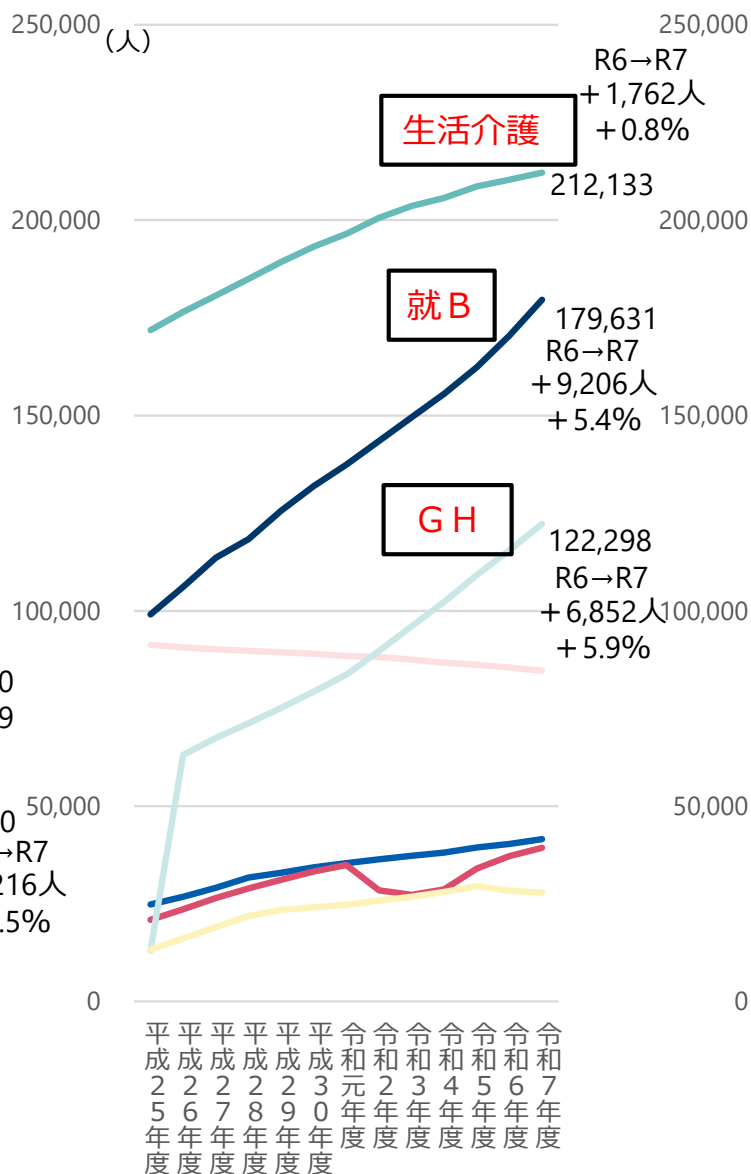
（出典）障害福祉サービスデータベースより作成。

障害種別ごと・サービス種類ごとの利用者数の推移

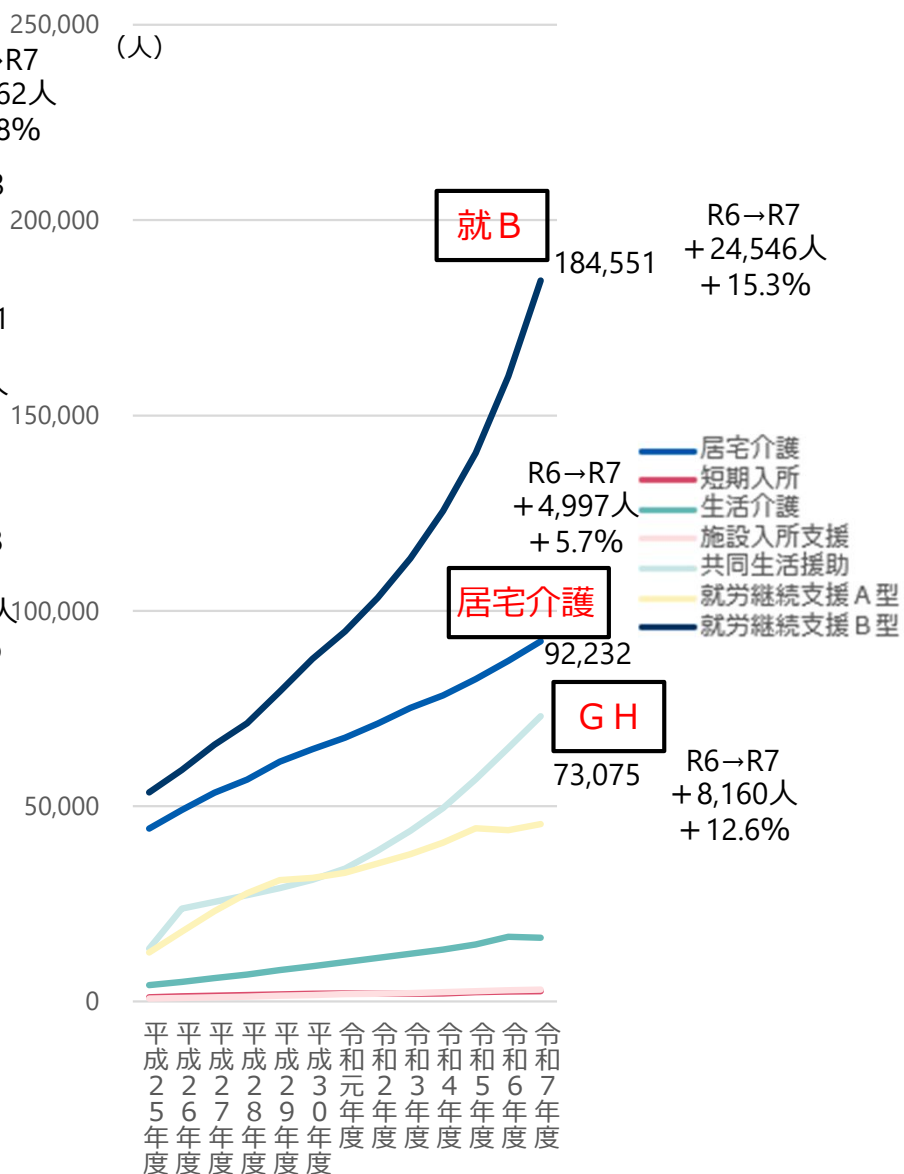
身体障害者



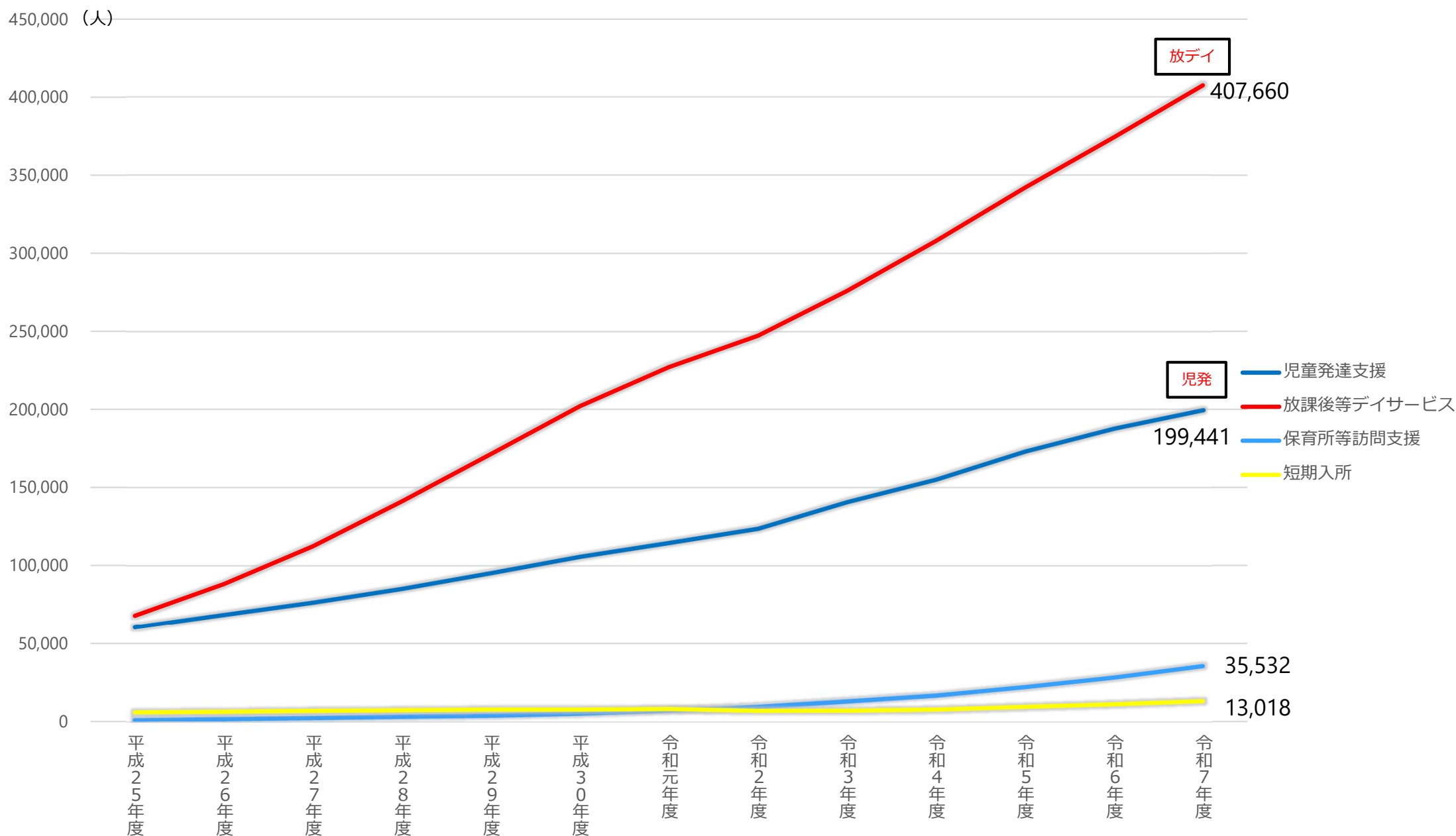
知的障害者



精神障害者



障害児のサービス種類ごとの利用者数の推移



※ 国保連データから作成。各年度10月の利用者数。

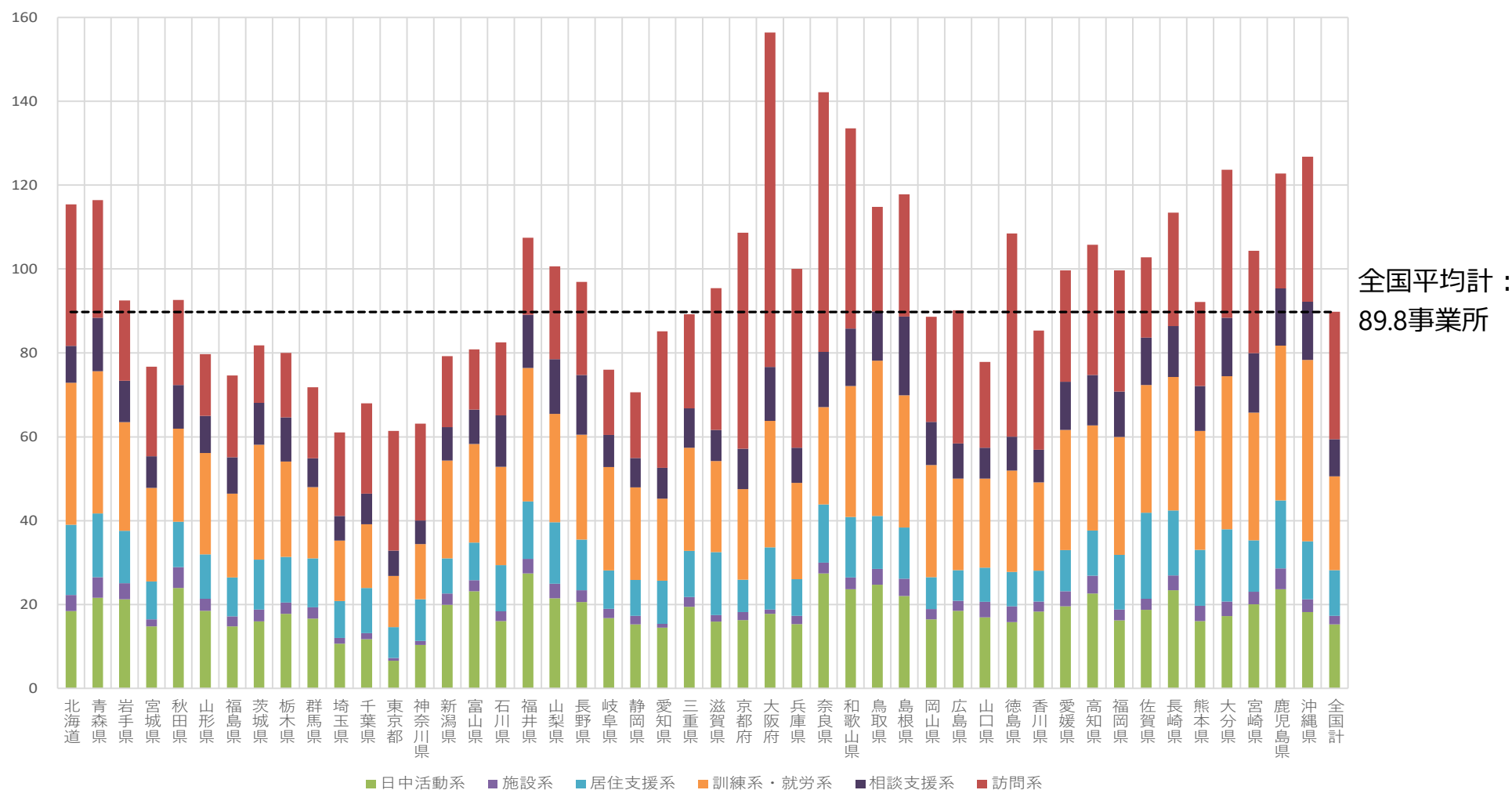
障害福祉サービス事業所の数や分布の地域差

「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会（第6回）

資料 1

令和7年5月9日

- 人口10万人当たり障害福祉サービス事業所数を都道府県別にみると、以下のような地域差が認められた。
 - ・ 障害福祉サービス事業所全体でみると、大阪府、奈良県、和歌山県が大きく、埼玉県、東京都、神奈川県が小さい。
 - ・ 訪問系サービス事業所に限ると、大阪府、奈良県、京都府が大きく、茨城県、富山県、山形県が小さい。



（出典）「国保連データ」（令和5年10月サービス提供分）及び総務省統計局「人口推計」（2023年（令和5年）10月1日現在）より作成。

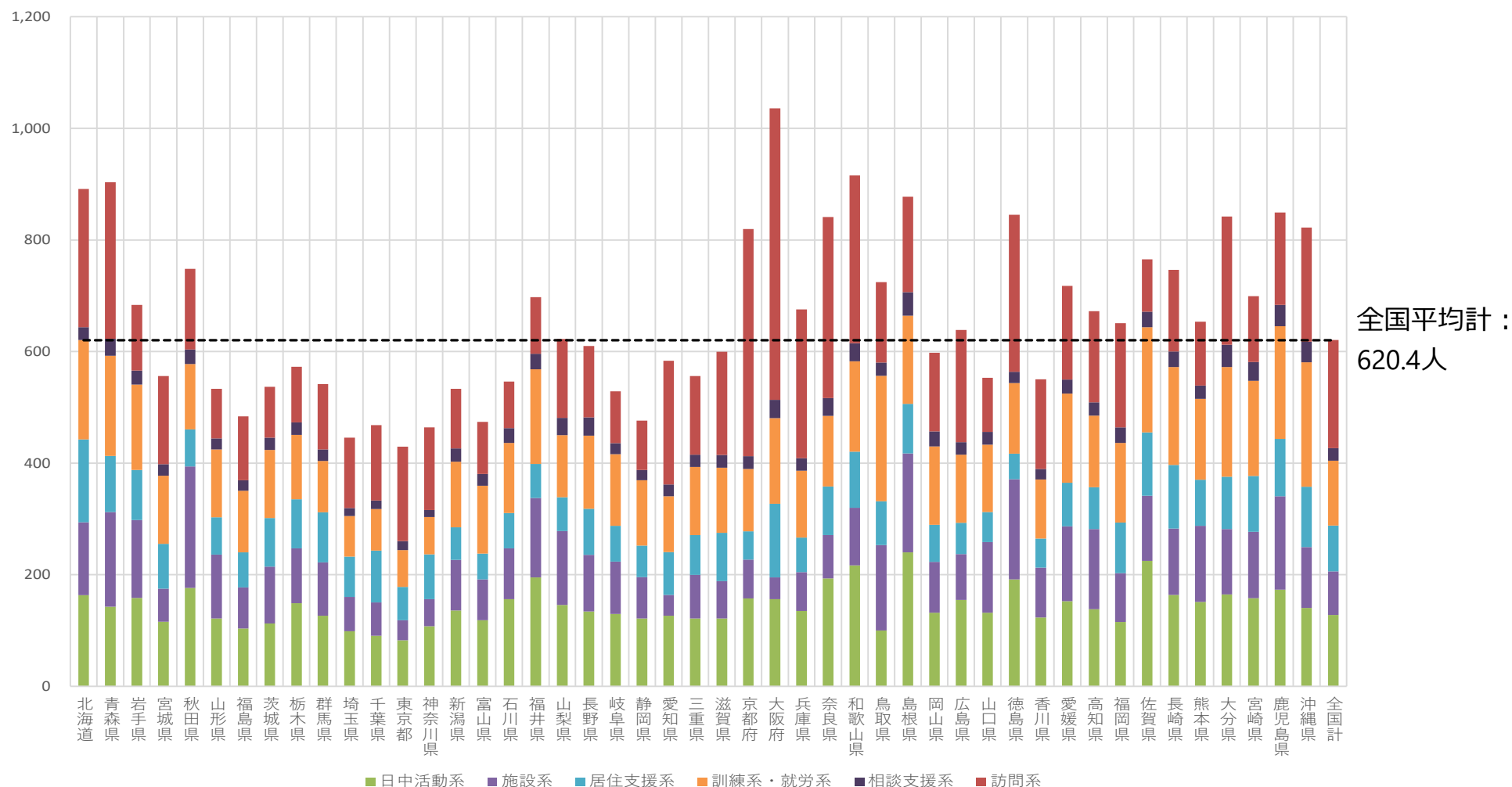
障害福祉サービス従事者の数や分布の地域差

「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会（第6回）

資料 1

令和7年5月9日

- 人口10万人当たり障害福祉サービス従事者数を都道府県別にみると、以下のような地域差が認められた。
- ・ 障害福祉サービス事業所全体でみると、大阪府、和歌山県、青森県が大きく、東京都、埼玉県、神奈川県が小さい。
- ・ 訪問系サービス事業所に限ると、大阪府、京都府、奈良県が大きく、石川県、静岡県、山形県が小さい。



（出典）厚生労働省「令和5年社会福祉施設等調査」及び総務省統計局「人口推計」（2023年（令和5年）10月1日現在）より作成。

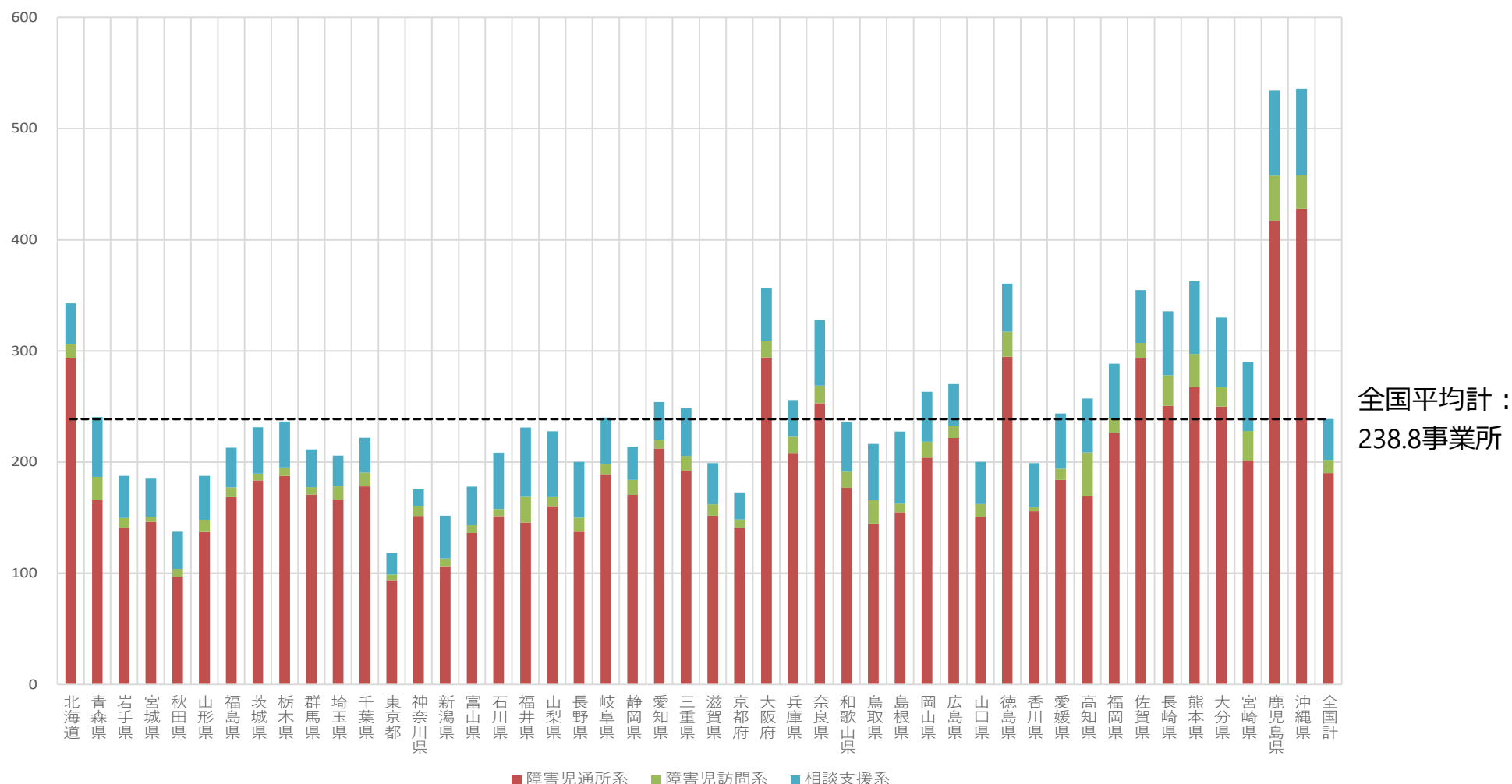
障害児支援サービス事業所の数や分布の地域差

「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会（第6回）

資料 1

令和7年5月9日

- 18歳未満人口10万人当たり障害児支援サービス事業所数を都道府県別にみると、以下のような地域差が認められた。
 - ・ 障害児支援サービス事業所全体でみると、沖縄県、鹿児島県、熊本県が大きく、東京都、秋田県、新潟県が小さい。
 - ・ 障害児通所系サービス事業所に限ると、沖縄県、鹿児島県、徳島県が大きく、東京都、秋田県、新潟県が小さい。



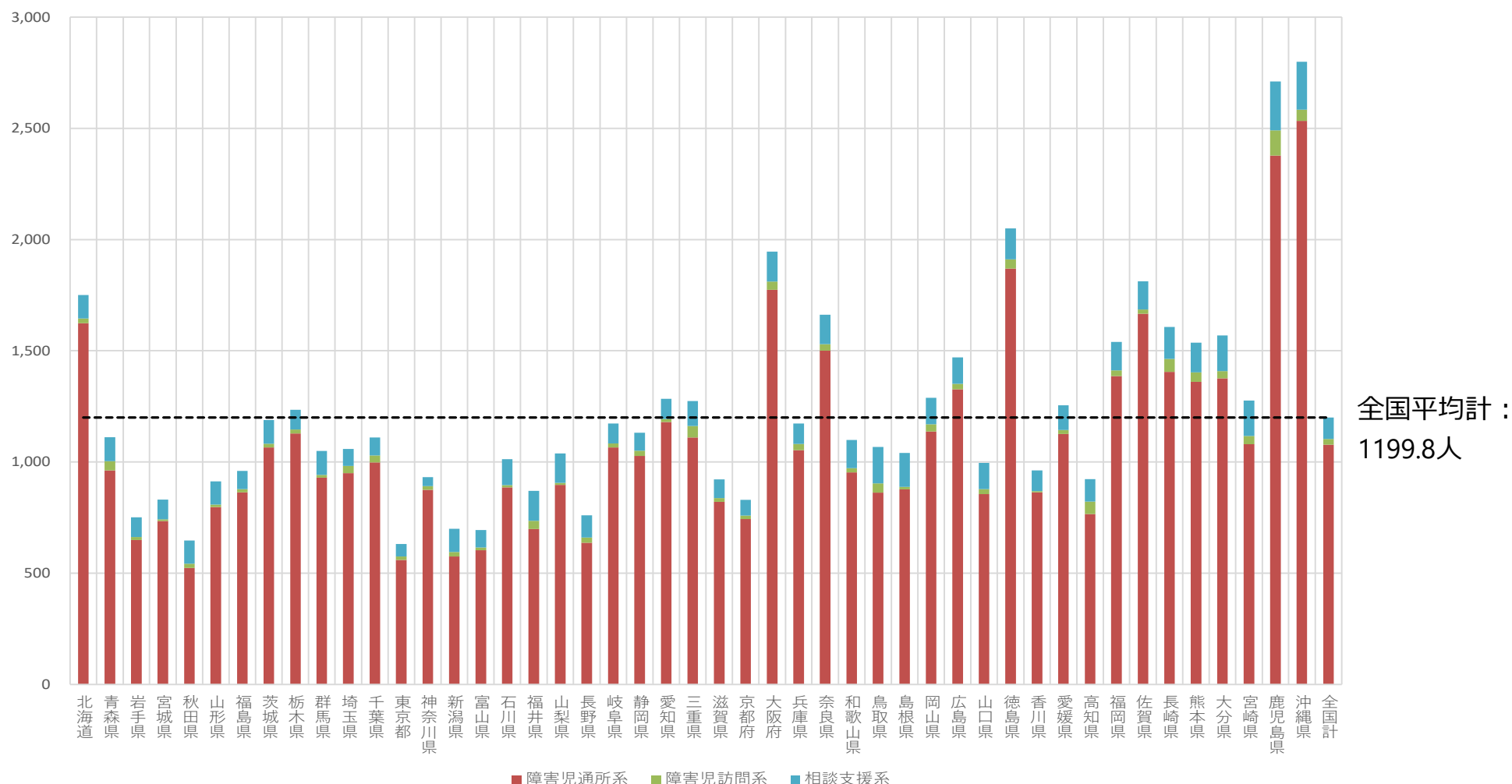
障害児支援サービス従事者の数や分布の地域差

「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会（第6回）

資料 1

令和7年5月9日

- 18歳未満人口10万人当たり障害児支援サービス従事者数を都道府県別にみると、以下のような地域差が認められた。
 - ・ 障害児支援サービス事業所全体でみると、沖縄県、鹿児島県、徳島県が大きく、東京都、秋田県、富山県が小さい。
 - ・ 障害児通所系サービス事業所に限ると、沖縄県、鹿児島県、徳島県が大きく、秋田県、東京都、新潟県が小さい。



障害福祉制度における基準の特例等

地域性やサービスの提供実態等に応じ、基準の特例や各種配慮措置を講じている

主な制度	概 要
共生型サービス	○ 介護保険サービス事業所が障害福祉サービスを提供しやすくする、また、障害福祉サービス事業所が介護保険サービスを提供しやすくすることを目的に、指定手続きの特例として設けられた制度
基準該当型障害福祉サービス	○ 指定基準の一部を満たしていないが、指定基準を踏まえ都道府県が条例で定める基準に該当している場合に、基準該当障害福祉サービスとしてサービス提供が可能 ・ 特に日中活動サービスにおいては、地域においてサービス事業所がない等の場合、介護保険法の指定通所介護事業所等においてサービス提供が可能 ・ さらに、離島等地域においては、将来的にも利用者の確保の見込みがなく、サービス利用が困難な場合、指定基準より人員配置基準や利用定員の特例を設けている
従たる事業所	○ 一定の要件を満たす場合に、「主たる事業所」のほか、一体的かつ独立したサービス提供の場として、1又は複数の「従たる事業所」の設置が可能であり、これらを1の事業所として指定可能とするもの
多機能型	○ 障害福祉サービス等の2以上の事業を一体的に行うものであり、利用定員や人員配置基準の特例が設けられているもの
中山間地域等への配慮措置	○ 中山間地域や離島等の過疎地域について、報酬や補助金において配慮措置を実施 ・ 特別地域加算（加算率15%）：サービスを提供時の移動費用が相当程度必要なことを踏まえた加算 ・ 社会福祉施設等施設整備補助金：補助単価を8%加算（離島）

※ 上記の他、福祉サービスを総合的に提供する上で、兼務・共用の取扱いが明確でない人員・設備の取扱い等について、現行制度で運用上対応可能な事項を整理してガイドラインで提示（地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン）。